

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名: 島根県

1. 事業名	しまね女性の活躍推進事業		
2. 実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定期(策定予定時期)	令和4年3月(策定済・策定予定)	計画期間(予定)	R4 ~ R8
4. 地域の実情と課題	<p>(※地域の産業構造の特性、女性の就労状況、女性の就業率や管理職比率等の状況を踏まえた現状把握、分析による、現在の実情と認識している課題について具体的に記載してください。これに対し、これまで取り組んできた内容についても記載してください。)=要件①「地域性」(※都道府県は、市町村の取組状況(市町村の推進計画の策定状況等)についても記載してください。)</p> <p>①本県は中山間地域が多く、県内企業の99.9%は中小企業、とりわけ小規模企業の割合が高く、人手不足による恒常的な多忙感、また、女性社員が少ないため、ロールモデルの不在など女性活躍の推進に取り組みにくい環境にある。企業における女性活躍推進への関心は高まりつつあるが、県内全域で女性の活躍が進んでいるとは言えない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍推進の取組を行っている企業は全体の32.1%(R1島根県企業向けアンケート調査) しまね女性の活躍応援企業登録数:343企業等(R4.2月末) <p>②女性の就労意欲は高く、有業女性は多いが、女性は働き続けにくいと感じており、夫の家事・育児時間も減少している。また、管理的職業従事者に占める女性の割合は高いとはいえず、管理職への昇進意欲も低いうえ、経営者・管理職と女性との間に意識の乖離がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児をしている女性の有業率81.2%、全国1位(全国64.2%)、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.2%(全国14.8%)で伸びてはいるが、有業率に比べ高いとはいえない状況(H29 就業構造基本調査) 女性は男性より管理職昇進意欲が低く、「管理職になりたくない」女性は87.3%(男性58.8%)であり、理由に「仕事と家庭の両立が困難」や「能力に自信がない」をあげる人が多い。(R1島根県企業向けアンケート調査) 経営者の約4割強が、女性活躍推進の課題は「女性が担当できる仕事に限られる」ことをあげ、女性社員の約2割が「経営者や管理職の意識改革が不十分」をあげている。(R1島根県企業向けアンケート調査) 「女性は働き続けにくい」と認識している県民は6割を超えており、理由として「育児・介護施設が不十分」「不安定な雇用形態が多い」「長時間労働や残業がある」があげられている。(R1 男女共同参画に関する県民意識実態調査) 6歳未満の子供を持つ世帯の男性の家事・育児時間が女性の6分1と短く、女性に負担が偏っている。(男性69分、女性407分)(H28社会生活基本調査) 男性の育児休業取得人数割合2.5%(女性74.1%)(R2 島根県労務管理実態調査) <p>③県内の有効求人倍率は全国に比べ高く、若者の県外流出も顕著であり、慢性的な人手不足が深刻な状況にある。また、女性の有業率は高いものの、就業を希望する女性が就業に結びついていない状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効求人倍率 島根県 R3.12月分 1.55倍(全国1.16倍) 近年の社会減の主な要因は、10代後半～20代における進学・就職等による転出超過であり、特に女性の転出割合が全国平均に比べ高くなっている。 現在働いていないが、就業を希望する女性は19,400人(H29就業構造基本調査) 家事・育児・介護等と両立するために非正規の職に就いている女性の割合が高い。(12.8% 全国 10.8%)(H29 就業構造基本調査) <p>④新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、上記した女性活躍推進のための基盤となる女性の生活や仕事が脅かされつつあり、望まない孤独・孤立で不安や課題を抱える女性が適切な相談支援等へと繋げていく仕組みづくりが重要視されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> とりわけ、上記③のとおり、全国平均と比べ、非正規の職に就いている女性の割合の多い本県では、不安定な雇用状況にある「女性」に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響は特に大きく、支援の必要性が高まっている。 なお、東西に長く離島も有する本県において、孤独・孤立で不安や課題を抱える女性を支援する民間団体は、シングル女性支援団体、シングルマザー支援団体ともに、県東部に1団体ずつ結成されているのみであり、県西部、離島中山間地域に支援が行き届きにくい状況がある。 更に、県西部、離島・中山間地域にお住まいの方々は、周囲の目を気にされる傾向が強く、上記民間団体の催す相談会等に参加しにくくもしくづらいつと感じられる方が一定数おられるため、当該地域における支援の行き届きにくさの要因となっている。 <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く女性を対象としたセミナー(H27年度～) 女性活躍に係る行動計画策定支援(H28年度～) しまね女性の活躍応援企業登録制度(H28年度～) しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金(H28年度～) 「しまね働く女性きらめき応援会議」(以下「応援会議」という)を設立し、事業を実施 経営者やネクストリーダー向けセミナー(H28年度～) 管理職向けセミナー(H28年度～) しまね女性の活躍応援企業登録制度(H28年度～) 意識改革のための企業間職位別交流会(H30年度) イクメン・イクボスキャンペーン(H28年度) イクメン・イクボス養成講座(H29年度・H30年度) 女性活躍のための男性の家事参画促進キャンペーン(H30年度) しまね女性の活躍応援企業表彰(H28年度～) しまね働く女性きらめき大賞(H29年度～) 働きたい女性のための座談会(H29年度) 働く女性の紹介事業(H30年度) 女性就労ワンストップ支援体制整備事業(H30年度～) 女性活躍推進フォーラム(R1年度) 女性リーダー育成に向けた階層別セミナー(R1年度) 女性活躍のための男性の家事・育児参画促進に向けた情報発信事業(R1年度) 経営者に向けた意識・行動改革に係るセミナー・ネットワーク化事業(R2年度～) ワーク・ライフ・バランスキャンペーン(R2年度) 女性の起業支援事業(R2年度～) 女性の雇用・就業促進事業(R2年度～) 女性のつながりサポート相談事業(R3.7月～) 		

<p>5. 事業の趣旨・目的</p>	<p>(※地域の実情と課題を踏まえ、複数の要因に優先順位をつけ、より本質的な課題の解決に向けどのような事業を実施しようとしているのか分かるように記載してください。)⇒要件①「地域性」</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染拡大により、非正規雇用労働者は大きな影響を受けたことから、働き方を見直す動きが広まっている。 ・また、令和3年10月の最低賃金改定により、扶養控除を超えて所得を増やそうと考える女性も見込まれている。 ・さらに、社会が急速にデジタル化する中で女性の経済的自立を促進していくために、女性のデジタルスキルの強化が必要となっている。 ・このため、様々な課題を抱えながら、所得を向上させようとする女性が、必要な知識や技術を習得する機会を確保するとともに、就職訓練情報や相談機関情報や、ケアを考えるための情報など就労に必要な情報を一元的に提供し、女性の希望する就労の実現を図る。 ・また、女性が安心して働き続けるためには、職場における女性活躍への理解や子育てとの両立支援への理解が不可欠であることから、職場の理解を促進し、企業風土の変化を促すための企業内セミナーを開催し、女性の就労を支援する。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような環境にあり、様々な事情により支援に繋がっていない女性や自らSOSの声を上げることが困難な女性に寄り添いながら適切な相談機関などに繋ぎ、必要な支援や自立に繋げていく仕組みづくりが重要である。 ・安心してSOSを発信してもらうためには、行政より身近な存在である民間団体との連携を図り、当該団体の知見を活用しながら、これまで支援が届きにくかった女性に対して、県内には女性支援の民間団体や、様々な相談機関があり、誰かが必ず寄り添ってくれる、というメッセージを届けることが重要である。 ・とりわけ、本県においては、支援団体のない県西部、離島中山間地域、中でも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困難や不安を抱える層にも支援を届ける体制づくりが必要である。 ・こうした状況を踏まえ、引き続き、当該交付金を活用し、きっかけづくりとして女性特有の衛生用品等の配布等も行いながら、上記民間団体が開催する相談会や交流会など、不安や悩みを抱える女性を早期発見し、然るべき相談機関等へ繋げていくことを目的とした事業を実施する。 ・また、上記、県西部、離島中山間地域の方々の、周囲の目を気にして相談がしづらい状況に対処するための方策も講じる。 ・更に、この先、支援団体のない地域においても、こうした女性支援の取組が固定化されるよう、新たな拠点づくりにも力を注ぐ。 ・そうした面からも、新たな拠点づくりのモデルとして、現在実施している相談会/交流会の取組を継続していくことが必要となる。
--------------------	---

		目標・KPI	目標値(時点)	現状値(時点)
<p>6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI)(全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。)</p>	<p>①令和8年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標</p>	<p>しまね女性の活躍応援企業登録企業数(アウトカム)</p>	<p>625社 (R8年度)</p>	<p>343社 (R4.2)</p>
		<p>係長以上の役職への女性の登用割合(アウトカム)</p>	<p>30.0% (R8年度)</p>	<p>18.4% (R2年度)</p>
<p>③事業目標(全体) (※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)</p>	<p>②令和8年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI)(※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)</p>	<p>しまね女性の活躍応援企業登録企業数(アウトカム)</p>	<p>625社 (R8年度)</p>	<p>343社 (R4.2)</p>
		<p>しまね女性の活躍応援企業登録企業数(アウトカム)</p>	<p>625社 (R8年度)</p>	<p>343社 (R4.2)</p>
		<p>女性支援の新たな拠点設置(民間団体設立)(アウトカム)</p>	<p>1団体 (R4年度末)</p>	<p>0団体 (R3年度末)</p>
		<p>シングルマザー支援団体における相談件数の増加(アウトカム)</p>	<p>200件以上 (R4年度末)</p>	<p>110件 (R3年度末)</p>
<p>④事業KPI(全体)</p>		<p>母子寡婦支援団体が主催する相談会/交流会参加者の増(アウトカム)</p>	<p>80名以上 (R4年度末)</p>	<p>0名 (R3年度末)</p>
		<p>しまね女性の活躍応援企業登録企業数(アウトカム)</p>	<p>625社 (R8年度)</p>	<p>343社 (R4.2)</p>
<p>⑤市町村の取組状況に関する目標</p>		<p>女性活躍推進法に基づく推進計画策定市町村数(アウトプット)</p>	<p>19市町村 (R4年度)</p>	<p>17市町村 (R3.4.1)</p>
<p>⑥市町村の取組状況に関するKPI</p>		<p>女性活躍推進法に基づく推進計画策定市町村数(アウトプット)</p>	<p>19市町村 (R4年度)</p>	<p>17市町村 (R3.4.1)</p>

7. 事業内容	<p>(※把握された課題解決、目標達成に向けて、地域特性を踏まえた事業設計(手法、対象者等)であることが分かるように記載してください。)⇒要件①「地域性」 (※事業全体の概要及び個別事業の事業名・概要を記載してください。個別事業は番号(九数字)を付けてください。また、個別事業の具体的内容は様式2-1-3に記載してください。) (※複数事業間や他の主体の政策・事業との連携が具体的に分かるように記載してください。)⇒要件④「政策連携」 (※昨年度と同様の事業を実施する場合は、昨年度からの変更点等も記載してください。)</p> <p>①について 子育てなど時間の制約が多い女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なデジタルスキル等を学ぶことのできる講習や就労体験を実施し、女性の就労を支援する。また、就労について考える女性が気軽に専門機関に相談できたり、キャリアを考える一助とするため、就労に必要な情報をまとめたガイドブックを作成する。 また、就業した女性が、結婚・出産を迎えて離職することがないように、受け皿である企業における子育てへの意識を高め、男性の家事・育児参加を促進するために、企業内両親学級を開催し、職場における妊婦への配慮や、子育て家庭への支援について理解を深める、従業員を対象とした講座を開催する。</p> <p>上記の事業の効果検証・課題整理は、本県の女性活躍を推進するための官民連携の推進母体である「しまね働く女性きらめき応援会議」と適宜連携し実施する。</p> <p>女性活躍の推進については、実施する様々な事業を連携して行うことが、よりよい効果をもたらすため、相互の事業において企画段階から情報共有し、周知、紹介など、連携して実施することとしている。 ※交付金事業以外の事業との連携 ○県内での就労を希望する女性を対象とした就職相談窓口「レディース仕事センター」の設置(平成30年4月～) ・本事業での講習受講者の就職を伴走支援。受講者の希望に沿った求人企業を紹介し、面接指導等必要なサポートを行う。 ○行動計画策定支援、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金による支援(県) ・行動計画を策定し、女性活躍に取り組む企業数の増加を全体的な目的としているため、全ての事業に関連する。企業に行動計画策定支援を行う際には、上記の事業の周知などを行う。 ○男性の家事・育児参加促進事業 ・男性の家事育児参加を促進し、企業において女性が働き続けやすい職場環境の整備を進める。</p> <p>②について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、シングルマザーの支援団体等の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施する。 具体的には、県内各地域において、シングルマザーほか困難や不安を抱える女性を幅広く対象とした相談会、SNSやリモート、メール等による相談対応、同じ悩みを抱える女性同士がつながる居場所づくりを実施。また、こうした催しに気軽に参加いただけるよう衛生用品等の配布等も行う。 加えて、SNS活用による情報発信、子育て支援拠点等への働きかけによる相談者の掘り起こしを行った上、県西部、離島中山間地域における上記した「周囲の目を気にして催しに参加しづらい」状況に配慮し、オンライン相談会の拡充等を行うほか、相談会等の集客を増やすためのアプローチ手法を支援者同士が話し合う意見交換会や講習会等も開催する。 更に、支援団体のない地域において、女性支援の拠点が新たに立ち上がることを目指し、支援者志望の方や地域の篤志家等を対象とした研修会等を実施する。</p>																																						
8. 事業の実施により期待される効果	<p>①について 参加しやすく、必要なデジタルスキル等を学ぶことのできる講習を実施することで、女性の非正規→正規雇用就労を支援する。また、就労に必要な情報をまとめたガイドブックを作成することで、就労について考える女性が気軽に専門機関に相談できたり、キャリアを考える一助となる。 また、企業において、男性の家事育児への理解が深まり、妊娠・出産・子育てを理由とした女性の離職を防ぎ、長く働き続けられる職場を増やしていく。</p> <p>②について これまで支援が届かなかった地域において困難を抱える女性へ各種相談支援機関の周知・支援の拡大が出来るとともに、民間団体の離島・中山間地域への出張相談会、支援者向け研修等を通して、当該地域での女性支援拠点(民間団体設立等)の設立が期待出来る。</p>																																						
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	<p>・島根県、しまね働く女性きらめき応援会議において、事業効果の検証及び課題の整理を行う。</p>																																						
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連携体制の名称</th> <th rowspan="2">しまね働く女性きらめき応援会議</th> <th colspan="6">女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況</th> </tr> <tr> <th>設置の有無</th> <th>有</th> <th>設置(公表)時期</th> <th>H28年10月設置</th> <th>※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択</th> <th>○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成団体</td> <td> <p>①について 島根県商工会議所連合会、島根県商工会議所女性会連合会、島根県商工会連合会、島根県商工会女性部連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県中小企業団体女性協議会、(一社)島根県経営者協会、島根経済同友会、島根県中小企業家同友会、島根県中小企業家同友会女性部、(一社)中国地域ニュービジネス協議会島根支部、JALしまね、JALしまね女性組織協議会、島根県森林組合連合会、島根県漁協女性部連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会、島根県連合婦人会、(公財)21世紀職業財団、島根県社会福祉法人経営者協議会、(公社)島根県栄養士会、(公社)島根県看護協会、島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県保育協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、(公財)しまね女性センター、島根労働局、島根県、島根県教育委員会、島根県市長会、島根県町村会</p> <p>②について 市町村、シングルマザー支援団体、県母子寡婦福祉連合会、シングル女性支援団体、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、各種就労支援機関(マザーズハローワーク等)、県内子育て支援センター、県内コミュニティセンター、生活困窮者自立支援センター、福祉事務所、女性相談センター、児童相談所、人権センター、法テラス、各助産院、その他民間支援団体等</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各構成団体の主な連携内容</td> <td> <p>①について ・連携体制の構築と情報提供 ・目標、ロードマップの進捗管理 ・目標達成のために必要な事業の実施(ワーキングチームにより事業の検討及び実施)</p> <p>②について 当該事業の周知及び困難を抱える女性への相談対応等</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の地方公共団体との連携</td> <td> <p>①について ・市長会及び町村会が応援会議の構成団体であり、全ての市町村と情報共有、事業の実施で連携している。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	連携体制の名称	しまね働く女性きらめき応援会議	女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況						設置の有無	有	設置(公表)時期	H28年10月設置	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択	○	構成団体	<p>①について 島根県商工会議所連合会、島根県商工会議所女性会連合会、島根県商工会連合会、島根県商工会女性部連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県中小企業団体女性協議会、(一社)島根県経営者協会、島根経済同友会、島根県中小企業家同友会、島根県中小企業家同友会女性部、(一社)中国地域ニュービジネス協議会島根支部、JALしまね、JALしまね女性組織協議会、島根県森林組合連合会、島根県漁協女性部連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会、島根県連合婦人会、(公財)21世紀職業財団、島根県社会福祉法人経営者協議会、(公社)島根県栄養士会、(公社)島根県看護協会、島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県保育協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、(公財)しまね女性センター、島根労働局、島根県、島根県教育委員会、島根県市長会、島根県町村会</p> <p>②について 市町村、シングルマザー支援団体、県母子寡婦福祉連合会、シングル女性支援団体、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、各種就労支援機関(マザーズハローワーク等)、県内子育て支援センター、県内コミュニティセンター、生活困窮者自立支援センター、福祉事務所、女性相談センター、児童相談所、人権センター、法テラス、各助産院、その他民間支援団体等</p>							各構成団体の主な連携内容	<p>①について ・連携体制の構築と情報提供 ・目標、ロードマップの進捗管理 ・目標達成のために必要な事業の実施(ワーキングチームにより事業の検討及び実施)</p> <p>②について 当該事業の周知及び困難を抱える女性への相談対応等</p>							他の地方公共団体との連携	<p>①について ・市長会及び町村会が応援会議の構成団体であり、全ての市町村と情報共有、事業の実施で連携している。</p>						
連携体制の名称	しまね働く女性きらめき応援会議			女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況																																			
		設置の有無	有	設置(公表)時期	H28年10月設置	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択	○																																
構成団体	<p>①について 島根県商工会議所連合会、島根県商工会議所女性会連合会、島根県商工会連合会、島根県商工会女性部連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県中小企業団体女性協議会、(一社)島根県経営者協会、島根経済同友会、島根県中小企業家同友会、島根県中小企業家同友会女性部、(一社)中国地域ニュービジネス協議会島根支部、JALしまね、JALしまね女性組織協議会、島根県森林組合連合会、島根県漁協女性部連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会、島根県連合婦人会、(公財)21世紀職業財団、島根県社会福祉法人経営者協議会、(公社)島根県栄養士会、(公社)島根県看護協会、島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県保育協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、(公財)しまね女性センター、島根労働局、島根県、島根県教育委員会、島根県市長会、島根県町村会</p> <p>②について 市町村、シングルマザー支援団体、県母子寡婦福祉連合会、シングル女性支援団体、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、各種就労支援機関(マザーズハローワーク等)、県内子育て支援センター、県内コミュニティセンター、生活困窮者自立支援センター、福祉事務所、女性相談センター、児童相談所、人権センター、法テラス、各助産院、その他民間支援団体等</p>																																						
各構成団体の主な連携内容	<p>①について ・連携体制の構築と情報提供 ・目標、ロードマップの進捗管理 ・目標達成のために必要な事業の実施(ワーキングチームにより事業の検討及び実施)</p> <p>②について 当該事業の周知及び困難を抱える女性への相談対応等</p>																																						
他の地方公共団体との連携	<p>①について ・市長会及び町村会が応援会議の構成団体であり、全ての市町村と情報共有、事業の実施で連携している。</p>																																						
11. 女性活躍推進法に基づく国の「女性活躍推進」に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に準じた公共調達における取組	<p>① 実施済 ② 令和 年 月 から実施予定 ③ 検討中 ④ 実施予定なし ※ いずれかにマルをつけてください。</p> <p>①、②の場合、取組内容 (※国の取組指針に準じて、総合評価落札方式や企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価する取組等について記載してください。) ①しまね女性の活躍応援企業を、清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査で、加点項目の対象とした。(H28年11月) ②しまね女性の活躍応援企業及び子育て応援企業を、企画競争方式での加点評価の対象とし、物品及び役務の調達における指名競争入札や随意契約の際に、指名先または見積りに含めた。(H29.9月) ③しまね女性の活躍応援企業を工事請負に係る競争入札参加資格審査において加点評価の対象とした。(H31年度)</p>																																						
12. 担当者名及び連絡先	<p>島根県政策企画局女性活躍推進課 今井敦子 電話:0852-22-5245 e-mail: imai-atsuko@pref.shimane.lg.jp</p>																																						
13. 事業実施及び連携工程	<p>様式2-1-1に記載⇒要件④「政策連携」</p>																																						
14. 経費の内訳	<p>様式2-1-2に記載</p>																																						

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名: 島根県

事業番号	①	過去に当交付金を受けて行った事業と同様の事業の場合は、同様の事業を行った年度をすべて記載してください。 (例: R1、R2など)		-
1. 個別事業名	女性の活躍応援事業			
2. 実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日			
3. 事業費	11,626,910円			
4. 個別事業の事業目標 (※客観的なデータ等に基づき、事業目標・KPIを設定してください。) ⇒要件②「見える化」 (※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した目標・KPIを踏まえた目標・KPIを設定してください。)		目標・KPI	目標値(時点)	現状値(時点)
	(1) 事業目標	・講習会受講者数(アウトプット) ・就職者数(アウトカム)	・10人 (R5.3) ・5人 (R5.3)	()
(2) 事業KPI	(※必要に応じて具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)		()	
5. 個別事業の事業内容	<p>(※個別事業の内容を具体的に記載してください。) (※把握された課題に対応するため、地域特性を踏まえた事業設計(手法、対象者等)であることや事業目標達成に向けて、有効な事業とする工夫、特色が分かるように記載してください。) ⇒要件①「地域性」 (※事業を次年度以降も自律的に発展させるため、次年度以降に向けた事業の方向性についても記載してください。) (※特に、早期執行事業については、早期執行により効果が見込まれる事業内容であることが分かるよう記載してください。)</p> <p>【事業内容】 子育てなど時間の制約が多い女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なデジタルスキル等を学ぶことのできる講習を実施し、女性の就労を支援する。また、就労について考える女性が気軽に専門機関に相談できたり、キャリアを考える一助とするため、就労に必要な情報をまとめたガイドブックを作成する。 ・ガイドブック・・・職業訓練、職業紹介、支援給付、子育て支援、キャリア相談に関する情報を一つにまとめ、電子版も制作。 配架先: レディース仕事センター、高等技術校、しまね女性センターなど、本ガイドブックの訴求効果の高いところに集中して配架。 その他、市町村、図書館、公民館、子育て支援センター、ひとり親支援団体等 印刷部数: B5版 1,000部を想定</p> <p>また、就業した女性が、結婚・出産を迎えて離職することがないように、企業における子育てへの意識を高め、男性の家事・育児参加を促進するために、企業内両親学級を開催し、職場における妊婦への配慮や、子育て家庭への支援について理解を深める、従業員を対象とした講座を開催する。</p> <p>4月～ 応援会議において事業内容の検討等を行う 7月 講習会募集開始 9～12月 実施 ガイドブック作成 10月 両親学級開催</p> <p>【事業の方向性】 ・利用者へ利便性等確認しながら、次年度以降も継続して実施する。</p> <p>・経済団体、関係団体など官民連携の考え方及び具体的な連携主体・連携方法⇒要件③「官民連携」 (※各連携主体の具体的な参画を明確に記載してください。) 本県における官民連携の協働母体である「しまね働く女性きらめき応援会議」と連携し、民間のアイデア・発想を活かすとともに、構成団体での当事者意識を醸成する。併せて事業を実施、検証する。</p>			

<p>・連携地方公共団体及び具体的な連携方法⇒要件③「地域連携」</p>	<p>(※各連携主体の具体的な参画を明確に記載してください。)</p> <p>・女性の活躍推進に向けて県と市町村で開催している地域別の担当者会議等を通じ、情報共有のうえ、市町村を通じて事業の周知など広報面での協力を得る。</p>
<p>・交付金事業間連携、他施策との連携⇒要件④「政策連携」</p>	<p>(※各事業や他施策との具体的な連携内容を明確に記載してください。)</p> <p>・相談者に対して、レディース仕事センターの紹介、求人企業の開拓についてはイクボスネットワーク加入企業や女性活躍に取り組む企業の紹介などの連携を図る。</p>

注1)「3. 事業費」については、別途、単価、員数、日数等が分かる積算資料を添付してください。

注2) 本様式はA4で2枚以内としてください。また、適宜参考となる資料を添付してください。

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名: 島根県

事業番号	②	過去に当交付金を受けて行った事業と同様の事業の場合は、同様の事業を行った年度をすべて記載してください。 (例・R1、R2など)			R3	
1. 個別事業名	女性のつながりサポート相談事業					
2. 実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日					
3. 事業費	5,660,000円					
4. 個別事業の事業目標 (※客観的なデータ等に基づき、事業目標・KPIを設定してください。) ⇒要件②「見える化」 (※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した目標・KPIを踏まえた目標・KPIを設定してください。)		目標・KPI	目標値(時点)		現状値(時点)	
	(1) 事業目標	シングルマザー支援団体が開催する拠点外での相談会参加者	平均10名	(R4年度末)	平均3.4名	(R3年度末)
		シングルマザー支援団体の公式LINE登録者数の増加	200名	(R4年度末)	85名	(R3年度末)
		母子寡婦支援団体が中山間地域等で主催する相談会等参加者の増(アウトカム)	40名以上	(R4年度末)	0名	(R3年度末)
	(2) 事業KPI	(※必要に応じて具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	()		/	
<p>(※個別事業の内容を具体的に記載してください。) (※把握された課題に対応するため、地域特性を踏まえた事業設計(手法、対象者等)であることや事業目標達成に向けて、有効な事業とする工夫、特色が分かるように記載してください。) ⇒要件①「地域性」 (※事業を次年度以降も自律的に発展させるため、次年度以降に向けた事業の方向性についても記載してください。) (※特に、早期執行业務については、早期執行により効果が見込まれる事業内容であることが分かるよう記載してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業については、2団体への委託を予定。 ・一つ目は、県で唯一のシングルマザー支援団体へ再び業務を委託。 ・当該団体がR3年度行ってきた、拠点外に飛び出している出張交流会及びオンライン相談等を駆使した活動の広域化を継続し、引き続き、きっかけづくりとして生理用品ほか衛生用品等の配布等も行いながら、困難を抱える女性同士が繋がる居場所づくりに努めるほか、より深刻な悩みに対応するため、相談会等にカウンセラー、弁護士、ファイナンシャルプランナー、助産師等の専門家を派遣、または、専門家による必要な支援に繋げ、きめ細かな支援を行う。 ・一方、拠点外の地域での初の取組、及び県西部、離島中山間地域における周囲の目を気にする地域性により集客に大変苦戦したことを踏まえ、以下のとおり、大きな事業成果が得られるよう新たな方策を講じる。 						

5. 個別事業の事業内容	<p>1) 広報の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式LINE・メール等の周知の強化 ⇒1年間の活動を通し、SNSによる広報の効果を強く感じたため。又、当該団体、事業内容を理解して貰い、SNSへの誘導も強化出来ることからHPを立ち上げる ・県内各地の子育て支援センターやコミュニティセンターへの訪問広報 ⇒当該機関が集客上、重要ポイントと認識したため、実際に脚を運んで直接事業説明、集客要請、相談支援要請を行う <p>2) オンライン相談の拡充 (R3では1対1だったオンライン相談を拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域を対象とした複数人参加によるオンライン相談会/交流会の隔月開催 ・オンラインカウンセリング(紹介) ⇒困難や孤独へのケアや寄り添いの質を高めるため、希望者をカウンセラーに繋いでいく <p>3) 新たな相談場所となる拠点設置に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者育成・スキルアップのための研修会、講演(相談会)の実施 ・連携会議や講習会の実施 ⇒相談会等の集客を増やすためのアプローチ手法を支援者同士が話し合う意見交換会(連携会議)や講習会を実施 ・県西部(予定)にて女性支援の新たな拠点となる団体を設立 ⇒新たな相談場所の設置により継続的な相談会等の実施を推進 <p>・二つ目の団体は、県内一円でひとり親や寡婦等の支援にあたる団体に今回新たに業務を委託。 ・属性にとらわれず、コロナ禍で不安や孤独を抱える女性を幅広く対象とし、地域に根ざした取組を行う団体の強みを活かし、当該団体が拠点とする県東部だけでなく、県西部において、地域の担い手による相談会/交流会を実施することにより、県内各地における相談体制の定着を目指す。</p>
	<p>・経済団体、関係団体など官民連携の考え及び具体的な連携主体・連携方法⇒要件③「官民連携」</p> <p>(※各連携主体の具体的な参画を明確に記載してください。)</p> <p>島根県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施主体として事業の総括を行う。 ・各種相談機関、相談会及び交流会開催地の市町村への協力要請や調整 ・広報媒体を活用した事業の広報 <p>シングルマザー支援団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の市町村、相談機関、同団体を支援する県内開業助産院や産科施設と連携し、相談会会場や相談員としての協力体制を構築した上、相談会及び交流会を実施。困難を抱える女性への相談支援を行う。 <p>島根県母子寡婦福祉連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地の支部と連携し、相談会及び交流会を実施。要支援者に対し相談対応を行う。 <p>ハローワーク(マザーズハローワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業PRチラシを配布し、要支援者に対し相談対応を行うとともに、他の相談機関への相談等の促し等を行う。 ・必要に応じて他の相談機関への繋ぎや、他機関と連携した対応を行う。
	<p>・連携地方公共団体及び具体的な連携方法⇒要件③「地域連携」</p> <p>(※各連携主体の具体的な参画を明確に記載してください。)</p> <p>市町村(福祉事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業PRチラシを配布し、要支援者に対し相談対応を行うとともに、他の相談機関への相談等の促し等を行う。 ・必要に応じて他の相談機関への繋ぎや、他機関と連携した対応を行う。 <p>女性相談センター、児童相談所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業PRチラシを配布し、要支援者に対し相談機関への相談等の促し等を行う。 ・女性の身近な相談先として、相談対応を行う。 ・必要に応じて他の相談機関への繋ぎや、他機関と連携した対応を行う。
	<p>・交付金事業間連携、他施策との連携⇒要件④「政策」</p> <p>(※各事業や他施策との具体的な連携内容を明確に記載してください。)</p>

注1)「3. 事業費」については、別途、単価、員数、日数等が分かる積算資料を添付してください。

注2) 本様式はA4で2枚以内としてください。また、適宜参考となる資料を添付してください。